

Title	<書評> 陶安あんど著 『秦漢刑罰體系の研究』
Author(s)	李, 力; 土口, 史記
Citation	東洋史研究 (2010), 69(3): 381-390
Issue Date	2010-12
URL	http://dx.doi.org/10.14989/180047
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

陶安あんど著

秦漢刑罰體系の研究

李 力

(翻譯・土口 史記)

近年、日本における秦漢法制史學界では不斷に新たな研究成果が提出されている。なかでも格別に注目されるのは、一九六〇—七〇年代生まれの學者の著作である。留日ドイツ人學者の陶安あんど (Arnd Helmut Hahner) 博士の『秦漢刑罰體系の研究』(以下『刑罰體系』と簡稱) もそのうちのひとつである。

本書『刑罰體系』に關しては既に書評が發表されているが、⁽¹⁾評者はなおいづらか議論の餘地が残ると考える。そこで、以下にあらためて本書を拜讀して得られた收穫および意見を述べてみたい。

二

『刑罰體系』は、筆者が八年を費やし、三たび改稿したのちの最終成果であり、その本文は三部、あわせて七章からなる。第一部「秦律の刑罰體系」は、第一章「刑罰體系の骨組み」・第二章

「刑罰と身分」からなる。第二部「變容の兆し」は、第三章「刑罰體系の細分化」・第四章「贓罪——非刑罰的制裁措置の編入」からなる。第三部「漢代における刑罰體系の變遷」は、第五章「中間刑の變遷と減死徒邊の形成」・第六章「勞役刑體系の形成」からなり、終章は「刑政批判にみる刑罰體系の變遷」である。十數年前、高敏氏は堀毅『秦漢法制史論考』の書評において次のように指摘した。⁽²⁾

學術書の内容の善し悪しを評論する際、最も基本となるのは、資料發掘・研究方法・論證結果などといった點において、先人や、同時代の同業の學者が既に論じたことを乗り越えたかどうかを見るべきことにある。ここに言う「乗り越えた」とは、先人や同時代人が同じ問題を研究した基礎の上にさらに前進・補充・展開をくわえ、また新たな問題を指摘し、新領域を開拓することなどであり、そのうち一點あるいはひとつの側面があれば、これを「乗り越えた」と認めるべきなのである。必ずしもあらゆる面での完備が求められるわけではない。ましてその新説の完全無缺が求められるわけでもない。實際のところ、このような創舉はきわめて現れにくいものである。

この基準に照らすならば、『刑罰體系』は疑いなく、資料發掘においても研究方法においても論證結果においてもいづれも創見をそなえ、こまやかな靜態的考證のうえに廣視野の動態的論述と分析を施しており、秦漢刑罰體系の分野における先人の研究成果に比して、大きく進まないは「乗り越えた」ところがある。まことに「創見に富む著作」であって、目下の秦漢法制史研究に清

新の氣を吹き入れるものである。

端的に言つて、『刑罰體系』の特徴は、扱う資料は全面的に詳細かつ確實、考證は説得力があり、分析は思辨性に富み、議論の及ぶ内容は極めて豊富であり、観點は強力な批判性を有し、結論は挑戦的で示唆に富んでいる。いずれにしても本書は、今後同様の課題で研究を深化させるにあつて、回避したり参考しないわけにはいかない必讀の著作である。

三

本書『刑罰體系』は高度な學術的價値を有している。具體的に言えば、その學術的貢獻は少なくとも以下の三點に體現されている。ただ評者が見るにそこにはなお推敲する餘地のあるいくらかの問題や細部も残っている。

第一に、出土秦漢簡牘法律文獻の基本資料の整理と解讀、ないしは『漢書』刑法志の一部分を復原するという方面において、一定の進展が得られたことである。

『刑罰體系』は、睡虎地秦簡・龍崗秦簡・張家山漢簡『二年律令』・『奏獻書』などを主要な考察対象としているが、簡牘の形態・編綴・釋文といった基本的な作業から着手することをより重視しており（『凡例』第^{xvi}頁を參照）、あるときには關係する部分の釋字・標點を再検討し、あるときには緻密な考釋と分析を加え、現時點で目録しうる秦簡牘法律資料をあたら限り正確に理解して使用するよう努めている。

なかでも典型的なのは、圖版と用例に依據して睡虎地秦簡『秦律十八種』の文字を改めた部分、すなわち「内史雜」一九三簡

「佐・史」の「史」を、「吏」と改めた部分である（七二頁・四六五頁注一〇六）。いま圖版を見るだけでも、この改字が正確であることがわかる。誤釋が生じていたのはおそらく整理小組の粗忽によるものであろう。睡虎地秦簡整理小組の釋文の質とレベルの高さは學界の認めるところであり、そのために三十年來にわたる、改字を施す者は決して多くなかった。『刑罰體系』による改字は、簡單で容易な作業のように見えて、實のところ極めて難しいものであり、この點からも著者が基本資料の讀解において積み重ねた努力が窺える。しかし、その他の釋文に關する推測では、なお議論の餘地があるかもしれない。たとえば、張家山漢簡『二年律令』三二一簡の「廿」字（七七頁・四六七頁注一一六）や、睡虎地秦簡『封診式』四四簡の「令」字（九二頁・四七〇頁注一四七）がそれである。

一方、近年日本の學者に重視されている『漢書』刑法志の文帝期刑法改革に關する文章に混亂があるという問題についても大いに注目しており、これについて特に考察と分析を加えているが、その緻密さはまことに敬服に値し、最終的にはその復原作業において大きな前進を達成している。これは『刑罰體系』のなかでも最も創意ある部分のひとつであり、これによって本書はその異彩を少なからず増している。ここにも著者の文獻運用・讀解・考證の力量が垣間見える。

『漢書』刑法志のこの部分の復原に關しては、滋賀秀三氏の「脱文」説、張建國氏の「竄入」説が前後して提出されていた。近年、榑山明・石岡浩兩氏はさらに「竄入」説の有力な文獻學的傍證を提示した。前者は、日本宮内廳書陵部藏北宋版『通典』卷

一六三「刑法典」と『大唐六典』卷六「尙書刑部」に引く『漢書』刑法志を挙げる。後者は、このふたつの文献をもとに、『漢書』の版本を校勘し、文字が増加される以前の景祐本『漢書』刑法志第一四葉の復原を試み、文帝詔書の原貌を完全に再現しようとしている。

著者は石岡浩氏の復原結果を詳細に検討し、以下の問題点を指摘する。すなわち、各行の文字数にはばらつきがあり、新たに字を詰め込むことでやや過密になる行もあれば、文字数が不足する行もある。さらに文字を詰め込んだ行において、追加された文字の割合も均一になっていない。そこで著者は、文字数の増減比率を計算するため、まず行ごとの本文および注釋が占めるスペースを測定し（標準的な行格ならばその比率、すなわち通常そのスペースに收容できる標準文字数が算出できる）、そしてその標準文字数と實際の文字数とを比較し、百衲本『漢書』刑法志一四葉の文字密度の分布圖を作成した（二九四頁圖六・二）。その判断によれば、石岡氏の想定するような、一四葉全體にわたって文字を前後の行に移動しようとする作業が行われたとは考えがたいという。そこで次のように推測するのが妥当となる。すなわち、校訂の必要に鑑み、状況に応じて文字を増減したほか、修正の必要がない行には全く手を加えなかった、と。これにより、當該葉を三つの部分に分け、その分布の粗密が不揃いである原因を分析し、まず北宋末南宋初の刊本一四葉を復原し、最終的には景祐本の一四葉を復原する。このようにして石岡氏の復原案を修正し、その文字の分布密度が不揃いであった問題を解決している。

理論的に言えば、『刑罰體系』の新復原案は第一四葉の文章の

密度分布からその修補の痕跡を見出そうとし、それによって原貌を復原しており、技術面ではほとんど完璧といえる考えであり、これによって第一四葉の最も古い版本の原貌にさらに迫りうるだろう。これは十分に是認されるべきことである。

しかし、その中でもいささかの危険は免れない。第一に、著者の言う通り、現存の資料に基づきあらゆる修改箇所を探し出し確認するということは不可能である。第二に、字数の密度分布から文字の増減を考えるだけでは、その原因を分析する際に主観的な憶測にいつそう重點が置かれるおそれがあり、それでは事實かどうかを知ることができなくなる。第三に、原文にもともと存在した文章を改めることは避けねばならない。例えば、文意に合わないことを理由に、北宋末南宋初刊本一四葉裏の第一行「前令之刑城且春歲」の「歲」字を削るべきとする点（三〇〇頁）はなお再考の餘地がある。研究者間でもこの文章について異論があるため、確かな證據がない場合はその現狀を残して原文に増減を加えないほうがよい。その他、石岡浩氏と著者の景祐本第一四葉に關する復原案を對照すれば、兩者に一定の差異があることがわかる。このことは疑惑を呼ぶかもしれない。いずれの案がより史實と一致しているのか、あるいは接近しているのかを問うても、そこに復原者の主観が混入することは多かれ少なかれ免れ難いであろう。このように、今後のさらなる検討のために十分な想像の餘地も残されている。このように考えれば、いずれにしてもこうした試験的な復原は積極的意義と學術的價值を有するものである。

第二に、研究方法と研究の筋道に關して、後漢律學が構築した刑罰體系を前提とする過去の研究視角を破棄すべきことをつとめ

て強調しており、近年來陸續として出土した秦簡牘法律資料から着手し、そこから直接の證據を見出して秦律の刑罰體系を復原すべきことを主張している。すなわち、現存する睡虎地秦簡中の贖刑に關する記載の斷片を通じて、そこに反映されている正刑どうしの内在的な論理關係を明らかにし、それによって贖刑の背後に隠された秦の刑罰體系を暴き出し、秦漢刑罰體系研究の新局面を切り開いている。

目下知りうるところでは、秦漢刑罰體系に關しておおよそ三種の解明方法がある。ひとつは、初期の研究者が秦漢法制史料を輯佚・整理する際に行った方法で、その多くは傳統的な律典の刑名體系に照らし、そこに見える文獻資料を大まかに分類するというものである。⁽⁷⁾ いまひとつは、近代以來の研究者が法制史や刑法史の研究において、西洋の刑法學の視點からその刑罰の枠組を構築しようとするものであり、現在もつとも一般的な方法である。幸いにも、出土秦漢律がこの問題を研究するための新たな契機をもたらした。張家山漢簡『二年律令』には刑罰の等級や階層が明確な律文(「具律」一「九簡」・「告律」一三「一簡」)が存在し、これによって漢初の刑罰體系の一斑を窺うことが可能である。しかし、秦簡はこうした幸運に恵まれなかった。注意すべきは、近年の研究者には、睡虎地秦簡の贖刑によって秦の刑罰體系を「死—刑—耐—贖—賞」と確定した者もいることである。⁽⁸⁾ これを第三の解明方法とみなすことができよう。しかしこれに同意しない研究者もあり、刑罰體系は「死刑—肉刑・勞役系—贖刑—賞刑」だとしている。その理由は、「耐」が秦律において刑罰の一分類とみなせるかどうかなお検討の餘地があるし、勞役刑を附加刑とみなすこ

とにはなおさら簡單には首肯できない、「肉刑と勞役刑との間には並列交叉現象が存在する」というものである。⁽⁹⁾ この異論の主要な原因は、おそらく以下の點にあるだろう。(1)秦漢時代の刑罰の複合形式、すなわち「刑」(あるいは「耐」) + 勞役刑といった事例をどのように扱ひ、表現するか。(2)「髡」「完」「耐」をどのように認識するか。

『刑罰體系』はこの三種の解明方法を直接踏襲するものではなく、さらに別の道を切り開いて新説を提示している。睡虎地秦簡所見の贖罪の範圍は「贖死」「贖刑」「贖耐」を基礎としているとみなし、秦の刑名體系を「死—刑—耐」とする。その傍證は、秦律で禁止されている私刑に「殺・刑・髡」があり、この兩者がちょうど對應しているからだという。これは著者の主張の重要な論點であり、また全體の立論の基礎でもある。さらにかんりの紙數を割いて「耐」字と「耐」刑の考證を行い、そこで金文の「誡」字を證左として、「耐」刑の意味は剃髮にあるとしている。これもまさに創見である。「髡」「完」「耐」の古注を考察する中で、そこを覆っている當時の法律を根據とした解釋というヴェールをとりはらったのである。このことは、その三者の關係をより明確化するにあたって無意味ではなからう。

しかし、その中にはやや確定的とはいえない點もある。主な點としては、まず「死・刑・耐」と「殺・刑・髡」との間に存在する對應關係については、より直接的な證據がなお必要ではないか。つぎに、この體系は當時の秦律のあらゆる刑種を包括するものであるのか。おそらくこのような疑問が残るであろう。例えば、秦律の「贖刑」のなかに勞役刑は見えないが、『刑罰體系』は秦律

には本来、漢律の「贖城旦春」は存在せず（第一章注一六、三八五頁）、城旦春・隸臣妾などは身分概念であったと考えている（序v）。しかし陳俊強氏はこのことに對して以下のような分析を加えている。

秦律中の「贖刑」と「贖刑」はいずれも財産刑ではあるが、もし犯罪者が財物を納入することが出来ない場合、勞役をもつてこれに代えることができた。ただ贖刑には贖死・贖宮・贖黥・贖遷・贖釜足の記載があるのに、贖徒刑の案例のみ存在しないが、それは徒刑が贖によつて代替できないものであったからだと思われる。罰貨や贖罪で納入することになる財物は決して少量とは言えず、一般民衆のよく負擔するところではなかつたに違いない。ゆえに多くは勞役をもつて代替したのである。贖刑と贖刑は財産刑ではあるが、政府はその兩者を通じ、民衆の勞動力を大量に收奪した。こうした勞動力のうえに刑徒も加わつて、それらが秦の國家的事業の主要な勞動力となつたに違いない。勞動力が不足しないように確保するため、「贖刑徒」を設ける必要はなかつたのだと考えられる。

敘述に用いられる概念が異なり、それぞれの解讀の仕方があれば、それによつて容易に人は困惑してしまふ。さらに、例えば當時はおそらくいわゆる刑罰と行政處罰の區別は存在しなかつたと考えられるが、それならばいかにして體系の中にない「贖」を處理すればよいのか。「贖」を行政處罰に類する處置だとみなすことも不可能ではないが、しかしこれは後代の人がそのような理念を用いて分類した結果にすぎないのであり、秦代にそうした區別

があつたのかどうかという問題はなお考慮に値する。そのほか、周知の通り秦律の「贖刑」それ自體は正刑という面をも有するが、現存の秦律のみによつて特定の律文の具體的な時代を判定することは困難であるのだから、睡虎地秦簡の秦律においてこの體系が「死・刑・耐」の崩壊から「死・刑・贖」へと向かつたということはいかにして判斷できるのだろうか。この變化の境界線の具體的な根據とは何であらうか。

現存の秦律資料からいかに秦律の刑罰體系を見出し、復原するか、『刑罰體系』は我々に一定の思考の餘地をなお残してくれている。この意味で、本書は確かに新たな研究の道を開拓している。當然ながら、後漢律學において蓄積された研究の經驗やそれが構築した刑罰體系が、今日においてもなおかけがえのない參考價値を有していることは、否定しようのないところであろう。目下出土している秦代刑律資料は依然として乏しく、これらの問題の最終的な解決は、なお他日の新資料の出土を待つほかない。

憚らず言えは、『刑罰體系』は從來の研究と傳統的な認識の束縛からの脱却を試み、新出土法律資料と傳世文獻の記載をつぶさに再検討している。このような勇氣と膽力はまさに當今の學界が缺いているものであり、また今後も堅持してゆかねばならないものである。

第三に、論證の結果において、その觀點は強烈な批判性を帶び、傳統的な見解に對して一定のインパクトをもたらししている。獨目の見解として、その結論は挑戦と示唆に富んでおり、非常に深く考えさせられる。

しかし、その中にも若干の疑問がないではない。例えば、本書

全體にわたる基本的な論點である「死—刑—耐」體系に對し、主に以下のような疑問點がある。

(1) 龍崗秦簡一・二九簡の「耐城旦舂」(四・二九頁注七四)について。これは確かに現存唯一の事例である。圖版では字跡が殘缺しておりはつきりしないものの、整理者はいずれも「耐」字に釋している⁽¹²⁾。圖版に見える墨跡の殘留を子細に見れば、「ム」ではないし、「耐」「完」「當」字の明確な圖版との比較からも、「耐」という字釋は支持しうる。問題は、いまのところ「耐」と「鬼薪白粲」以下との組み合わせしか出現せず、龍崗秦簡の當該事例以外には「耐」と「城旦舂」とを組み合わせるものは存在しないこととで、當該事例の「耐」の釋字はなお不確定であり、かつ孤例のため、差しあたり存疑としておくのが妥當であろう。

(2) 睡虎地秦簡『法律答問』一〇八—一一二簡の「刑爲鬼薪—刑爲隸臣」の誤りについて(二・三頁)。圖版は明確でありかつ上下の文意もこれで通じることと考えると、ここには錯簡があったとはいえ、當面のところこの部分の「刑爲鬼薪」・「刑爲隸臣」に誤字あるいは衍字があることを實證しうる確實な證據はない。こうした状況においては、なるべく誤字や衍字の擴大使用は避けるべきであろう。

(3) 『法律答問』一四七簡「或黥顔頰爲隸妾、或曰完、完之當毆」の「完」の含義について。整理小組は「完刑」と釋しているが、學界においては異議が出され、あるものは「完爲隸妾」の略稱だとし、あるものは「完城旦」の省略だといふ⁽¹³⁾。前後の文から見ると、「完爲隸妾」と解釋する方が比較的説得力がある。しかし、當面出土している秦漢律では「完」と「城旦」の組み合わせ

があるのみで、「鬼薪白粲」以下との組み合わせは見られない⁽¹⁴⁾。結局のところはこれも新資料の例證を待たねばならない。

(4) 『法律答問』三三・三五—三六・一一五簡「失刑罪」の理解について(一五頁・三九三頁注三六・四〇四頁)。「失刑」という語に、整理小組は「用刑不當」と注を附し、官吏が審判の際に犯す罪のことを指すとしているが、整理小組の解釋が正確であることは特に一一五簡によって知ることができる。そのほか、『二年律令』具律一・二四簡にも「失刑」が見え、『法律答問』三三・三五—三六と同じく、「不直」の語が同時に附隨しており、これも罪名である。その構造は「失刑+罪」であると考えられ、これは「失刑」の「罪」を指し、「失+刑罪」(刑罪をあやまつ)のよりに理解することはできない。

これ以外に、「髡」・「完」・「耐」は一體いかなる關係なのか。秦漢の複合刑をいかに概括すべきか。漢文帝の刑罰改革は結局いかに評價すべきか。秦漢律中の「城旦舂」・「鬼薪白粲」等は勞役刑なのか身分刑なのか。「刑罰體系」はこれらについて一家言を呈している。紙幅の關係により逐一それを評論、検討することはできない。幸いなことに『刑罰體系』は我々に十分な検討の餘地を残してくれている。

四

一九三〇年代、陳寅恪はかつて馮友蘭『中國哲學史』上冊を審査する際、以下のように記した⁽¹⁵⁾。

いわゆる眞の理解というものは、必ずや神游冥想し、説を立てた古人と同じ境地に立ちながら、その持論がそれほどまで

苦心の限りを盡くさずには到達しえなかつた所以に對してある種の同情を表明してはじめて、その學說の是非得失の批評をなしえ、無理解で空疎な議論から免れうるのである。

評者は愚鈍にして淺學短才、みだりに先達の學者に比肩しようとするわけではない。ただあえてこの至當の言、精辟の語を借用することで本書評の結尾としたい。評者おもうに、秦漢法制史の研究はこれほどに努力を盡くしてようやく研究の方向性に誤りないことが保證される。そして、法學出身の學問的バックグラウンドを持ち、加えて思辨哲學にも秀でたドイツ人學者、陶安博士の大學を評論するには、なおのことそれを旨としなければならぬ。評者自身この任に堪えないことはよく理解しているが、心中ではあたう限りそのことを至上の基準としたつもりである。日本語能力の限界と學殖の不足のゆえ、以上の陋説には不當の箇所もあるだろう。つつしんで著者および大方の教示を請う次第である。

秦漢人の脳裡に固有の、刑罰體系を構築する理念や法律論理とは何であろうか。我々はいかなる術語を用いれば、あるいはいかにして秦漢の刑名ないし刑罰體系を敘述すれば、當時の刑法理念により迫ることができるのだろうか。これらの問題はなおも我々を悩ませる。今後の研究がいっそうの深化を増してくれることを待とう。

註

- (1) 劉欣寧「陶安あんど『秦漢刑罰體系の研究』述評」、『法制史研究』(臺北)第一六期、二〇〇九年二月、三五九—三三三頁、廣瀨薫雄「秦漢刑罰研究の新たな試み——陶

安あんど『秦漢刑罰體系の研究』——、「創文」五三〇號、二〇一〇年五月、二三—二六頁。廣瀨氏の書評に對する著者の應答は、陶安あんど「古文字學の功夫は古文字に在らず——廣瀨氏の書評に寄せて(一)——」、「創文」五三五號、二〇一〇年一月、一一—一四頁、同氏「刑罰體系は、刑罰の羅列に非ず——廣瀨氏の書評に寄せて(二)——」、「創文」五三六號、二〇一〇年一月、二三—二六頁。

- (2) 高敏「評『日』堀毅著『秦漢法制史論考』」、李學勤主編『簡帛研究』第二輯、法律出版社、一九九六年、三九五—三九六頁。

- (3) 『秦律十八種』一九三簡の圖版ははっきりしており、同簡には「吏」・「史」の二文字が見え、字形には區別がある。以下を参照。睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(二)、文物出版社、一九七七年、二〇頁反一九三簡圖版、雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』、文物出版社、一九八一年、圖版七三(LXXIII)、二六〇簡。睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』、文物出版社、一九九〇年、秦律十八種圖版、三一頁、一九三簡。睡虎地秦簡にはそのほか「佐・史」(『秦律十八種』七二、七三、一六一、一六二、一七二簡、『效律』一九、三三簡、『秦律雜抄』一〇、三〇簡)、「佐史」(『秦律雜抄』一三簡)が見える。圖版によれば、これら「史」の字はいずれも明確に判別可能である(前掲『睡虎地秦墓竹簡』一九九〇年版、圖版二〇、二一、二八、二九、三六、三七、四三、四四、四五頁)。
- さらに調べると、つとに『秦律十八種』一六〇、一九三簡

「佐・吏」の「吏」が「史」の誤字であり、その釋文は「佐・吏〈史〉」とすべきだと指摘した研究者もある（張世超・張玉春『秦簡文字編』、中文出版社、一九九〇年、一〇頁）。

- (4) (一)三二一簡の「廿」字に關して、その圖版はわずかに右邊がはつきり見えるのみだが、この條に記す田數と後出の宅數(三二五簡)とは基本的に對應しており、したがって整理小組が「廿五」、「廿」と釋したのが正しい。さらに、そこで述べられる田宅はすべて降順に配列されており、したがって二つ目の「廿」字は「卅」ではありえない。(二)四四簡の「令」字に關して、前掲一九八一年版の圖版では上部が眞つ黒になつてしまつてゐるものが、一九七七年版の圖版ではひとまとまりの筆跡として見え、一九九〇年版の圖版では右側の筆跡(右ハライのようである)が見えるのみだが、四二簡の「乙使甲」の「使」字と比較すれば、整理小組の「令」という字釋には従いうる(一九七七年版(二)、四七頁正四五簡、反四七簡、一九八一年版圖版一〇五(CV)六二二・六二四簡、一九九〇年版圖版七二頁四二、四四簡)。
- (5) この問題に注目してゐるのは主に日本の學者であり、中國の學者はわずかに張建國氏がこの議論に加つてゐる。榎山明『中國古代訴訟制度の研究』、京都大學出版會、二〇〇六年、二五三―二六〇頁を参照。しかし、山東大學の張金光氏は一九八〇年代に、「ただ『志』には鬼薪白粲の刑期が見えないが、これは脱漏とみなすべきである」と言

及してゐた(「關於秦刑徒的幾個問題」(原載『中華文史論叢』一九八五年第一輯、上海古籍出版社、一九八五年)、同氏『秦制研究』、上海古籍出版社、二〇〇五年、五四〇頁)。殘念なことに、張氏はこれについて議論を進めることはなかつた。またおそらく日本の學者の關連著書を見たこともなかつたであらう。

- (6) 石岡浩「北宋景祐刊『漢書』刑法志第十四葉の複元——前漢文帝刑法改革詔の文字の増減をめぐつて」、『東方學』第一一輯、二〇〇六年一月。

- (7) 例えば、「明」董說『七國考』(繆文遠『七國考訂補』下冊、上海古籍出版社、一九八七年、六五八―六七八頁)、「清」孫楷『秦會要』(徐復『秦會要訂補』、中華書局、一九五九年、三二八―三四九頁)、「宋」徐天麟『西漢會要』(上海人民出版社、一九七七年、六九七―六九八頁)、「清」沈家本『歷代刑法考 刑制總考二』、『漢律摭遺』卷九(鄧經元・駢宇騫點校『歷代刑法考』第一・三冊、中華書局、一九八五年、一五一―二〇、一五三―一五五〇頁)、杜貴堉『漢律輯證』(島田正郎主編『中國法制史料』第二輯第一冊、鼎文書局、〇四七九―〇四八七頁)、張鵬一『漢律類纂』(同前、『中國法制史料』第二輯第一冊、第〇六〇―〇六〇八頁)、程樹德『九朝律考』(中華書局、一九六三年、三六一―五二頁)。

- (8) 例えば、楊鴻烈『中國法律發達史』(上冊、上海書店、一九九〇年、七七―七九、一〇七―一一二、一七二―一七三頁)、徐朝陽『中國刑法溯源』(第三編「刑罰」、臺灣商

- 務印書館、一九六九年)、仁井田陞「中國における刑罰體系の變遷」(同氏『中國法制史研究(刑法)』、東京大學出版會、一九八〇年)。さらに、山根幸夫主編『中國史研究入門』(増補改訂版上冊、山川出版社、一九九一年、一六六頁。中文版増訂本上冊、田人隆・黃正建等譯、社會科學文獻出版社、二〇〇〇年、一九〇頁)によると、東川徳治氏に「漢代刑名一斑」(『法學志林』第二六卷第八號、一九二四年)があり、これは『漢書』刑法志・『漢舊儀』所載の刑名解釋に關するものだというが、遺憾ながら未見である。
- (9) 角谷常子「秦漢時代の贖刑」、梅原郁編『前近代中國の刑罰』、京都大學人文科學研究所、一九九六年、七二頁、同氏著、陳青・胡平生譯「秦漢時代の贖刑」、李學勤・謝桂華主編『簡帛研究二〇〇一』、廣西師範大學出版社、二〇〇一年、五八九頁。
- (10) 孫建偉「秦漢時代の贖刑與贖罪」北京大學歷史系中國古代史專業秦漢史研究方向碩士學位論文、指導教授：蔣非非副教授、二〇〇七年五月、一〇頁。
- (11) 陳俊強「魏晉南朝恩赦制度的探討」、文史哲出版社、一九九八年、二二―二三頁。
- (12) 劉信芳・梁柱「雲夢龍崗秦簡綜述」、『江漢考古』一九九〇年第三期、八二頁、二二六簡。湖北省文物考古研究所・孝感地區博物館・雲夢縣博物館「雲夢龍崗六號秦墓及出土簡牘」、『考古學集刊』第八集、科學出版社、一九九四年、一〇〇頁、二二六簡。劉信芳・梁柱「雲夢龍崗秦簡」、科學出版社、一九九七年、釋文三九、九四頁、圖版捌、二二六簡。中國文物研究所・湖北省文物考古研究所「龍崗秦簡」、中華書局、二〇〇一年、圖版四二頁、釋文一一六頁、一二六簡。
- (13) 杜正勝「編戶齊民」、聯經出版公司、二〇〇四年、二八六頁。
- (14) 栗勁「『睡虎地秦墓竹簡』譯註輯補」、『吉林大學學報』一九八四年第五期、九六頁。栗勁「秦律通論」、山東人民出版社、一九八五年、二五一頁。傅榮珂「睡虎地秦簡刑律研究」、商鼎文化出版社、一九九二年、一二四頁。徐富昌「睡虎地秦簡研究」、文史哲出版社、一九九三年、二八八頁。
- (15) 杜正勝氏はかつて、「衛宏『漢舊儀』では、「完」を司寇・鬼薪など徒刑の刑名と同列に擧げているが、これはいかに解釋すべきであろうか」と疑問を提示した(前掲同氏「編戶齊民」、二八四頁)。私見によれば、杜氏の理解はおそらく誤っており、この『漢舊儀』の記載は、「秦制二十爵」で始まるものとして通常引用される部分の勞役刑およびその刑期に關する文章のことであろうが、その中の「完四歲」とは一般に「完城旦春四歲」と理解される。
- (16) 陳寅恪「馮友蘭中國哲學史上冊審查報告」、陳美延編『陳寅恪集・金明館叢稿二編』、三聯書店、二〇〇一年、二七九頁。
- (17) これはすなわち研究者が常々嘆息するところの「歴史言語」の困難である。「歴史著作は往々にして二種の時代性

を包攝する。ひとつには作者が著述している時代、ひとつには作者が議論する対象の時代である」(前掲杜正勝『編戸齊民』序、i - ii頁)。秦漢刑罰體系を研究する際、研究者の用いる術語や概念の多くは不統一で異説も頻見し、實に悩ましい。これらの問題をいかに解決するかは、今後の研究が直面せずにはいられないことである。

二〇〇九年四月 東京 創文社
A 5判 五八七十六〇頁 一二〇〇〇圓

【附記】 本文は中華人民共和國教育部人文社會科學重點研究基地基金資助項目「秦漢法律研究」(課題編號 07JJD820173) による成果の一部である。